

※情報アラカルトは、18 ページから右へ読み進めてください。

毎週土曜日午前9時15分～10時15分

○ベリーシェイプダンス…音楽に合わせてながら普段動かない肩・腰・お腹周りを動かし、全身の血行を良くしていきます。

日 毎週金曜日午前9時30分～10時30分

■ 共通事項

会 2階会議室（パレトンはトレーニングルーム） 対 中学生以上 定 20人（先着順） 費（1回） 800円（いきいき健康サークルは500円） 持 運動できる服装・タオル・飲み物（パレトンは室内用運動靴も持参）

申 当日2階サウナ受付へ

図書館

（月曜休館） ☎ 554-2280

小学生向け夜のおはなし会

暑い夏の夜にちょっと「ヒヤッ」とするような、怖いおはなしをします。ぜひ友達を誘って来てください。

日 8月17日（金）午後6時30分～ 対 小学生（保護者の送迎が必要） 定 25人（先着順） 申 8月3日（金）午前10時から、電話または直接図書館本館へ

休館日のお知らせ

館内整理日 8月15日（水）



※情報アラカルトは、18 ページから右へ読み進めてください。

審議会などの傍聴

第3回羽村市子ども・子育て会議

日 8月13日（月）午後7時～ 会 市役所東庁舎4階特別会議室 定 10人（先着順）

※会議日程については、変更の可能性があるので、当日確認してください。

※会議は一部傍聴できない場合もあります。

問 子育て支援課保育・幼稚園係 ②31

施設から

スポーツセンター

（月曜休館） ☎ 555-0033

夜間校庭使用受付（9月分）

申 8月15日（水）～25日（土）（月曜日を除く）の午前9時から午後9時までにスポーツセンターへ 使用施設 羽村東小学校・羽村第三中学校

スイミングセンター

（月曜休館） ☎ 579-3210

トレーニングルームプログラム

○いきいき健康サークル…無理のない簡単な筋力トレーニングやストレッチを行います。運動不足解消・転倒防止に効果的です。

日 毎週木曜日午後1時45分～2時45分

○パレトン…バレエ・フィットネス・ヨガの動きをバランス良く組み合わせた、裸足で行うボディメイクエクササイズです。

日 毎週木曜日午後2時～3時・

～1万30円

・ 第3子以降の加算額…全部支給6,020円、一部支給3,010円～6,010円

※手当は、監護・養育する児童数、受給資格者の所得額に応じて全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。

■ 次に該当する場合は、手当は受けられません

① 児童が里親に委託されているとき

② 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

③ 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

④ 前年の所得が基準額以上のときなど

手続きに必要なもの ① 申請者および児童の戸籍謄本、② 申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの、③ 印鑑（スタンプ式でないもの）、④ 親の障害を要件とする場合は、親の障害者手帳など

※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。

問 子育て支援課支援係 ②37

特別児童扶養手当「現況届」の提出を

特別児童扶養手当を受けている方は、必要書類を持参し、必ず次の期間中に提出してください。該当する方には、8月7日（火）までに通知します。

受 8月10日（金）～9月11日（火）の午前8時45分～午後5時（午前11時45分～午後1時を除く） ※ 8月11日（土）・12日（日）・18日（土）・19日（日）も受け付けます。

受付場所 市役所2階子育て支援課

問 子育て支援課支援係 ②37

子育て

児童扶養手当の支給

8月は、児童扶養手当の支給月です。8月14日（火）に指定の口座に振り込みます。

問 子育て支援課支援係 ②37

児童扶養手当の受給には手続きが必要です

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。対象となる方は、手続きをしてください。

対 次の①～⑤のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障害児は20歳未満）について、父母または児童を養育している者がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父か母が死亡した児童
- ③ 父か母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父か母の生死が明らかでない児童
- ⑤ そのほか（父か母が1年以上扶養義務を怠った状態にある児童、父か母が1年以上拘禁されている児童など）

支給額（月額）

・ 第1子の額…全部支給4万2,500円、一部支給1万300円～4万2,490円

・ 第2子の加算額…全部支給1万400円、一部支給5,020円

産税係まで連絡してください。

※ eTAX（エルタックス）による電子申告も可能です。詳しくは市公式サイトをご覧ください。

申告先・問 課税課資産税係 ①53

ます。

日 8月8日（水）・22日（水）の午後1時30分～4時30分 会 産業福祉センター2階セミナールーム

問 産業振興課商工観光係 ①657

第2回 羽村イブニングサロン

技術にプライドを持つ企業家・大学教員がプレゼンテーションし、さまざまな業種の企業家とのマッチングを行う異業種交流会です。

第2回は「AI」をテーマに行います。

日 8月22日（水）午後4時～7時（懇親会…午後6時～7時）

会 ゆとろぎレセプションホール プレゼンテーション 清田陽司さん（株）メディンプル代表取締役社長） 申 8月17日（金）までに、（一社）首都圏産業活性化協会ウェブサイトから申し込んでください。

問 産業振興課商工観光係 ①656 / （一社）首都圏産業活性化協会 ☎ 042-631-1140

税金

償却資産の申告はお済みですか

償却資産（事業用資産）を所有している方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について、資産の所在する市町村へ償却資産の申告を行うこととなっています（地方税法第383条）。

償却資産を所有していて申告をしていない方は、至急申告をお願いします。

市内の償却資産について、未申告または申告漏れと思われる資産の所有者に、8月上旬に通知を送ります。必ず確認してください。

※ 申告書などが必要な場合は資

情報アラカルト

暮らしに役立つ情報をお届けします

暮らし

工業統計調査へのご協力ありがとうございました

調査の結果は、国や地方公共団体の産業施策などの企画・立案・施行のための基礎資料として、また民間企業や大学などの研究資料として利用されるなど、国民生活の幅広い分野で活用されます。

問 総務課総務係 ①348

貯水槽水道を設置している方へ

水道水を受水槽・高置水槽を通じて給水するビル・マンション・学校・病院などは、貯水槽水道となっています。受水槽に入るまでの水道水の水質は市が管理していますが、受水槽から先の水質はその設置者が責任を持って管理することとなっています。必ず適正な衛生管理をお願いします。

① 受水槽・高置水槽の清掃

年に1回は、内部の清掃を行ってください。

② 施設の管理状況の検査・点検

年に1回は、水槽内部や周辺の設備点検を行ってください。

③ 水質の管理

水の色・にごり・におい・味・残留塩素に異常がないか定期的に確認してください。

問 水道事務所 ☎ 554-2269

出張ハローワーク

市では、ハローワーク青梅と共同で職業相談窓口を開設します。相談はハローワーク青梅の職員が行い、企業へのアポイントメントや紹介状の作成も行い

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です

申込みの記載のない場合は直接会場へお越しください・費用の記載のない場合は無料です